２０２２年（令和４年）３月１５日

指定地域密着型(介護予防)サービス事業所

指定介護予防訪問型サービス事業所　 管理者各位

指定介護予防通所型サービス事業所

藤沢市長　鈴　木　恒　夫

（公　印　省　略）

令和４年度介護職員処遇改善加算及び

介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について（通知）

　日頃から、本市の介護保険事業、また、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

　さて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定にあたっては、算定する年度ごとに指定権者に対して加算届等の提出が必要です。令和４年度算定分について、次のとおり受付を行いますので、提出書類等をホームページでご確認の上、４月１５日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。

１．提出期限　　**２０２２年（令和４年）４月１５日（金) （必着）**

※こちらは最終提出期限となりますが、締切日間際は窓口・受付処理が大変混雑いたします。可能な限りお早目のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

２．提出先 　　**来庁**の場合：介護保険課（本庁舎２階）

**郵送**の場合：〒251-8601　神奈川県藤沢市朝日町１－１

藤沢市役所　介護保険課　総務・給付担当

「介護職員処遇改善加算」又は「介護職員処遇改善加算・介護職　　員等特定処遇改善加算」と朱書きしてください。

３．提出書類等の掲載場所（藤沢市ホームページ）

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/syoguukaizen/reiwa4shoguukaizenn.html

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 > 令和４年度介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

**（裏面あり）**

４．留意事項

（１）４月１日以降に新たに当該加算を算定する場合又は算定区分を変更する場合は、利用者及び利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（地域包括支援センター）等に加算算定予定である旨の説明を３月中に行う必要があります。

（２）藤沢市以外の市区町村や都道府県からも指定を受けている事業所は、当該各指定権者への届出も必要です。詳細は各指定権者にご確認ください。

（３）今回の届出の目的は、令和４年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定についてのみです。提出書類の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「第１号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表」には、この加算以外の加算項目等に関しては記入せず、変更事項等がある場合は、別途、変更届等を作成し、提出してください。

（４）必要書類のうち、就業規則等については、「前年度以前に藤沢市へ書類提出済みであって、内容の変更がない場合は、省略可能」としています。前回の提出後、内容に変更があった場合や新規に算定を行う場合等はご提出くださいますようお願いします。

５．藤沢市の指定を廃止する場合や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定していたが、今後藤沢市において算定しない場合は、必要な届出を提出してください。

以　上

事務担当

介護保険課　総務・給付担当

電　話　0466-50-8270　ＦＡＸ　0466-50-8443